

江府町告示第12号

江府町胃内視鏡検査実施要綱の改正をここに公布する。

令和7年4月1日

江府町長 白石祐治



江府町胃内視鏡検査実施要綱の一部を改正する要綱

江府町胃内視鏡検査実施要綱（平成23年江府町訓令第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(検診の対象者)</p> <p>第3条 胃内視鏡検査の対象者は、江府町内に居住地を有する40歳以上の者（被用者職域等において事業主または保険者が実施する検診で、この事業に相当する検診を受けることができる者、及びやむを得ない理由により、40歳未満で既に胃内視鏡検査の対象となっている者を除く）で下記（1）～（5）のいずれかに該当し、内視鏡検査による胃がん検診を希望する者。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）75歳以上の者</p> <p>（5）（1）～（4）には該当しないが、バリウム検査を行うには適していないと住民生活課が指定した医師が判断した者。</p> <p>(費用徴収)</p> <p>第9条</p> <p>（1） 受診者が支払う個人負担金について、<u>検診実施機関</u>は、納付の取次ぎを行うこととする。</p> <p>（2） 個人負担金額は、一人当たり1,200円とする。</p>	<p>(検診の対象者)</p> <p>第3条 胃内視鏡検査の対象者は、江府町内に居住地を有する40歳以上の者（被用者職域等において事業主または保険者が実施する検診で、この事業に相当する検診を受けることができる者、及びやむを得ない理由により、40歳未満で既に胃内視鏡検査の対象となっている者を除く）で下記（1）～（4）のいずれかに該当し、内視鏡検査による胃がん検診を希望する者。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）（1）～（3）には該当しないが、バリウム検査を行うには適していないと住民生活課が指定した医師が判断した者。</p> <p>(費用徴収)</p> <p>第9条</p> <p>（1） 受診者が支払う個人負担金について、<u>江尾診療所</u>は、納付の取次ぎを行うこととする。</p> <p>（2） 個人負担金額は、一人当たり1,200円とする。</p>



<p>(関係書類の提出及び検診委託料の請求)</p> <p>第10条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>検診委託料は、第8条の委託料から前項の個人負担金額を減じた金額に延べ検査人数を乗じた金額を支払うものとする。</u></p>	<p>(関係書類の提出及び検診委託料の請求)</p> <p>第10条</p> <p>1 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。